

大規模災害時における石油燃料の供給に関する協定

東京都小笠原支庁（以下「甲」という。）、小笠原村（以下「乙」という。）、小笠原島漁業協同組合（以下「丙」という。）及び小笠原商事有限会社（以下「丁」という。）は、大規模災害時の小笠原村における石油燃料の供給に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、南海トラフ地震に伴う津波被害等の大規模災害時において、甲、乙、丙及び丁が連携し、応急復旧対策に必要な石油燃料の供給体制を構築することを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとし、期間満了の3か月前までに甲、乙、丙及び丁のいずれからも異議申立てがない場合は、さらに1年間期間を延長するものとし、その後においても同様とする。

（供給に関する要請）

第3条 丙又は丁は、災害時において石油燃料の在庫量、給油施設の稼働状況その他必要な情報を速やかに甲及び乙に報告する。

2 前項により、施設又は設備等に破損又は損傷が発生し、又は発生しているおそれがあり、丙又は丁の石油燃料の供給を行うことが困難であると報告があった場合、甲又は乙は、丙又は丁に対し、甲が保有する可搬式燃料給油機（以下「物件」という。）による消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書に基づく、仮取扱いによる石油燃料の供給を要請することができる。

3 丙又は丁は、前項の要請に基づき、速やかに供給を開始するものとする。ただし、災害の状況等やむを得ない事情がある場合においては、この限りではない。

（発災時における物件の使用）

第4条 前条第2項の要請があったとき、丙及び丁は、物件を石油燃料の供給に必要な範囲で無償使用できるものとし、具体的な供給場所及び方法については、甲又は乙の指示によるものとする。

2 災害時等の連絡先及び連絡方法をあらかじめ定め、甲が連絡体制として整備する。

（平常時における物件の使用）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、災害時に円滑に物件を活用できるよう年1回程度、習熟訓練等を実施し、災害対応力の向上に努める。

2 甲及び乙は、丙及び丁から物件の使用の申し出があった場合、災害対応力の向上に必要な範囲で、物件を平常時において使用させることができる。

3 第1項の訓練及び前項に基づく物件の使用に当たっては、その期間、方法その他必要な事項について、あらかじめ甲、乙、丙及び丁が協議の上定めるものとし、第1項に要する費用は甲が負担し、第2項の物件の使用に要する費用は無償とする。

(安全対策)

第6条 丙及び丁は、各予防規程に従い、平時から備えに努めるほか、津波等の危険性が高まってきた場合、二次災害を防ぐため、可能な限りバルブ閉鎖等措施を講じる。

(一般的損害等)

第7条 物件の使用、配置及び保管に関連して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、当該損害について責めに帰すべき事由を有する者が負担する。

2 応急復旧対策に従事した者の負傷等については関係法令に基づき適切に補償する。

(解除)

第8条 本協定の目的を達成することが著しく困難となった場合には、甲、乙、丙及び丁が協議の上、本協定を解除することができる。

(その他使用)

第9条 津波その他災害が発生した場合において、甲は、丙及び丁以外の者に物件を使用させることができる。

2 前項の規定により、丙及び丁以外の者が物件を使用する場合は、甲及び乙と別途協議の上、物件の使用に当たっての諸条件について定めるものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年9月1日

東京都小笠原村父島字西町
甲 東京都小笠原支庁
小笠原支庁長 濱中 哲彦

東京都小笠原村父島字西町
乙 小笠原村
小笠原村長 渋谷 正昭

東京都小笠原村父島字奥村
丙 小笠原島漁業協同組合
代表理事組合長 高瀬 吉安

東京都小笠原村父島字西町
丁 小笠原商事有限会社
代表取締役 瀬堀 ロッキ